

第22期 第28回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和6年2月27日（火）

13：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）佐賀県の有明海区における漁場計画の変更（素案）について（協議）・・・ P1～9
- （2）委員会指示の適用除外について（有明水産振興センター）（協議）・・・ P10～25
- （3）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等
の報告について（報告）・・・ P26～28
- （4）佐賀県有明海区における漁業権漁業の資源管理の状況等
の報告について（報告）・・・ P29～49
- （5）その他

3 閉 会

佐 賀 県 資 料

第22期第28回佐賀県有明海区
漁業調整委員会

（令和6年2月27日）

佐賀県有明海区における漁場計画（案）

（区画漁業）

区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁業 の名称	漁場 の位置	新		旧		個別漁業権又は 団体漁業権の別	変更内容
			漁場の区域	制限又は条件	漁場の区域	制限又は条件		
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた図域 北緯 33度10分14秒 東経 130度13分35秒 点ア 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点イ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 33度09分52秒 東経 130度13分25秒 点エ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた図域 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点ア 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点イ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点ウ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒 点エ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の拡大
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた図域 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分20秒 点ア 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点イ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度09分20秒 東経 130度13分16秒 点エ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた図域 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点ア 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点イ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒 点エ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の拡大
有区第1174号	のり養殖業	国営千拓福 富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点ア 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点オ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分03秒 点カ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点ア 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点ウ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点オ 北緯 33度09分06秒 東経 130度13分04秒 点カ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の拡大
有区第1191号	のり養殖業	国営千拓福 富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各 点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分45秒 点ウ 北緯 33度08分43秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分45秒 点オ 北緯 33度08分50秒 東経 130度12分44秒 点カ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた図域 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点ア 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分40秒 点ウ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒 点エ	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月3.0日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の縮小

区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁業 の名称	漁場 の位置	新		旧		個別漁業権又は 団体漁業権の別	変更内容
			漁場の区域	制限又は条件	漁場の区域	制限又は条件		
有区第1192号	のり養殖業	国営千枚堀 雷工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分48秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分45秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ハ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分40秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ハ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の縮小
有区第1246号	のり養殖業 二枚貝養殖業	塩田川と浜 川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度10分41秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度04分28秒 東経 130度11分14秒 点エ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分27秒	(イ) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ハ) 施設柵数は、3.713柵以下でなければならない。 (ニ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ホ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分15秒 東経 130度10分46秒 点イ 北緯 33度04分43秒 東経 130度11分37秒 点ウ 北緯 33度04分24秒 東経 130度11分18秒 点エ 北緯 33度05分01秒 東経 130度10分31秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 施設柵数は、3.713柵以下でなければならない。 (ハ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動 対象魚種の追加
有区第1249号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度04分11秒 東経 130度10分55秒 点エ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒	(イ) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ハ) 施設柵数は、3.700柵以下でなければならない。 (ニ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ホ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分59秒 東経 130度10分30秒 点イ 北緯 33度04分23秒 東経 130度11分17秒 点ウ 北緯 33度04分17秒 東経 130度11分01秒 点エ 北緯 33度04分15秒 東経 130度10分15秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 施設柵数は、3.700柵以下でなければならない。 (ハ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動 対象魚種の追加
有区第1250号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分13秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度05分06秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点カ 北緯 33度05分12秒 東経 130度09分11秒 点キ 北緯 33度05分15秒 東経 130度09分14秒 点ク 北緯 33度05分18秒 東経 130度09分09秒 点ケ 北緯 33度05分20秒 東経 130度09分11秒 点コ 北緯 33度05分23秒 東経 130度09分10秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 施設柵数は、1.530柵以下でなければならない。 (ハ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分25秒 東経 130度09分16秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分55秒 東経 130度09分32秒 点エ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点オ 北緯 33度05分09秒 東経 130度09分18秒 点カ 北緯 33度05分14秒 東経 130度09分13秒 点キ 北緯 33度05分16秒 東経 130度09分15秒 点ク 北緯 33度05分20秒 東経 130度09分11秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ロ) 施設柵数は、1.170柵以下でなければならない。 (ハ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動

区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁業 の名称	漁場 の位置	新		旧		個別漁業権又は 団体漁業権の別	変更内容 区画の移動 対象魚種の追加
			漁場の区域	制限又は条件	漁場の区域	制限又は条件		
有区第1251号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒	(イ) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) のり養殖の施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (エ) のり養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	
有区第1252号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,560柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動
有区第1254号	のり養殖業	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分05秒 点イ 北緯 33度03分40秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、240柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分51秒 東経 130度11分12秒 点イ 北緯 33度03分17秒 東経 130度11分47秒 点ウ 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分15秒 点エ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分26秒 点オ 北緯 33度03分27秒 東経 130度11分17秒 点カ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、720柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動
有区第1255号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分50秒 東経 130度09分32秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分27秒 点カ 北緯 33度04分37秒 東経 130度09分25秒 点キ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分28秒 点ク 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分24秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,060柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分49秒 東経 130度09分33秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分39秒 東経 130度09分32秒 点カ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分31秒 点キ 北緯 33度04分41秒 東経 130度09分32秒 点ク 北緯 33度04分45秒 東経 130度09分28秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、930柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動

区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁業 の名称	漁場 の位置	新		旧		個別漁業権又は 団体漁業権の別	変更内容
			漁場の区域	制限又は条件	漁場の区域	制限又は条件		
有区第1256号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分28秒 東経 130度09分57秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,560柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	変更内容 区画の移動
有区第1258号	のり養殖業	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分31秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、800柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分20秒 東経 130度11分22秒 点ウ 北緯 33度03分14秒 東経 130度11分15秒 点エ 北緯 33度03分08秒 東経 130度11分22秒 点オ 北緯 33度03分04秒 東経 130度11分18秒 点カ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,560柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動
有区第1259号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分14秒 東経 130度09分46秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分05秒 東経 130度09分35秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,220柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分09秒 東経 130度09分52秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分00秒 東経 130度09分42秒	(イ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、980柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ニ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	団体漁業権	区画の移動
有区第2015号	かきひび建て 養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分22秒 点ウ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分21秒 点エ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒				団体漁業権	新規漁業権

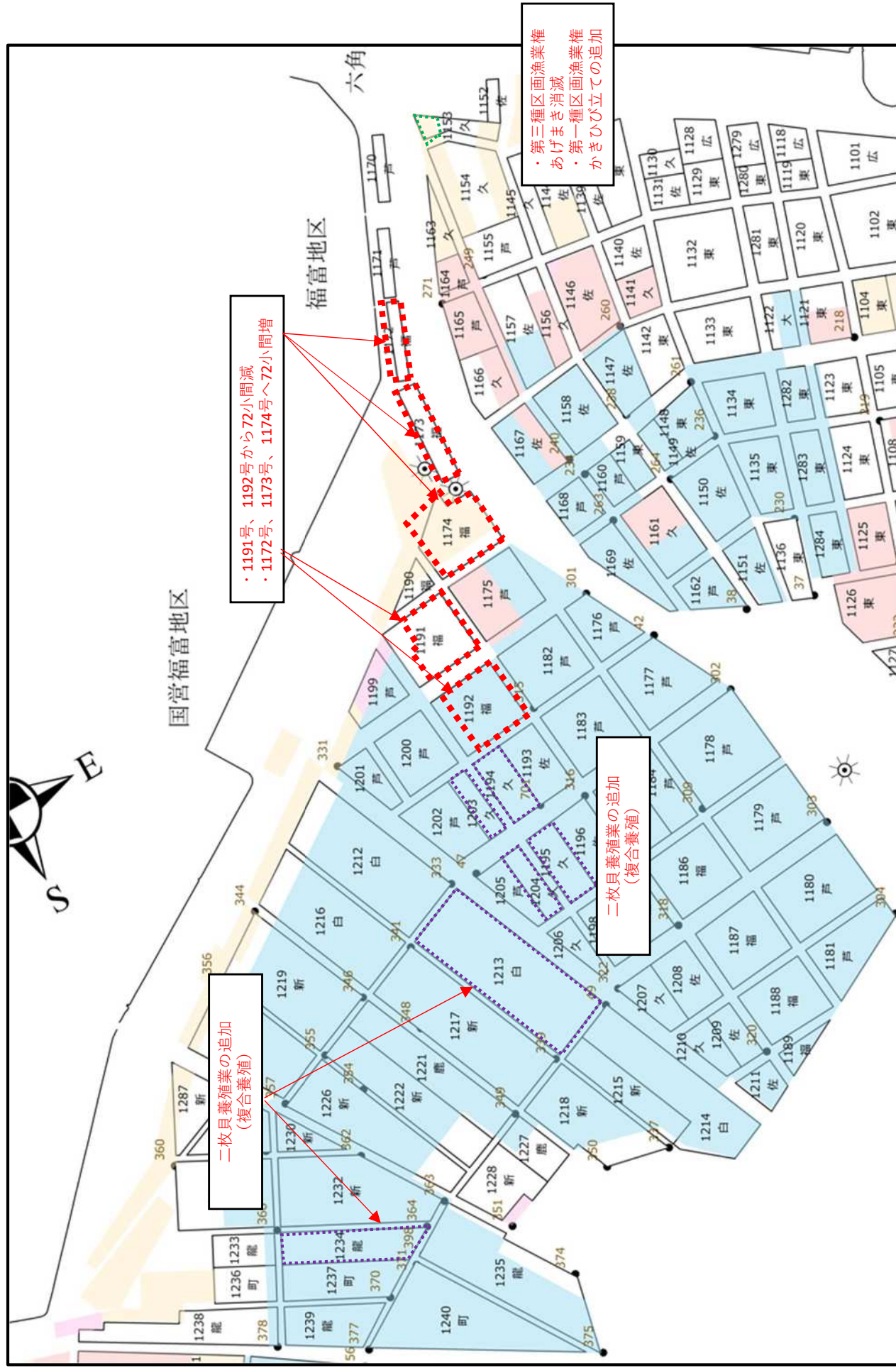
区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁場の位置	新		旧		変更内容
		漁業の名称	制限又は条件	漁業の名称	制限又は条件	
有区第1194号	国営千拓富富工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(7) のり養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (7) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (5) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	のり養殖業	(7) 養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (7) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	対象魚種の追加
有区第1195号	国営千拓富富工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(7) のり養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (7) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (5) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	のり養殖業	(7) 養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (7) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	対象魚種の追加
有区第1203号	国営千拓富富工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(7) のり養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (7) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (5) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	のり養殖業	(7) 養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (7) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	対象魚種の追加
有区第1204号	国営千拓富富工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(7) のり養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (7) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (5) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	のり養殖業	(7) 養殖の方法は、ひび建で養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならぬ。 (7) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならぬ。	対象魚種の追加

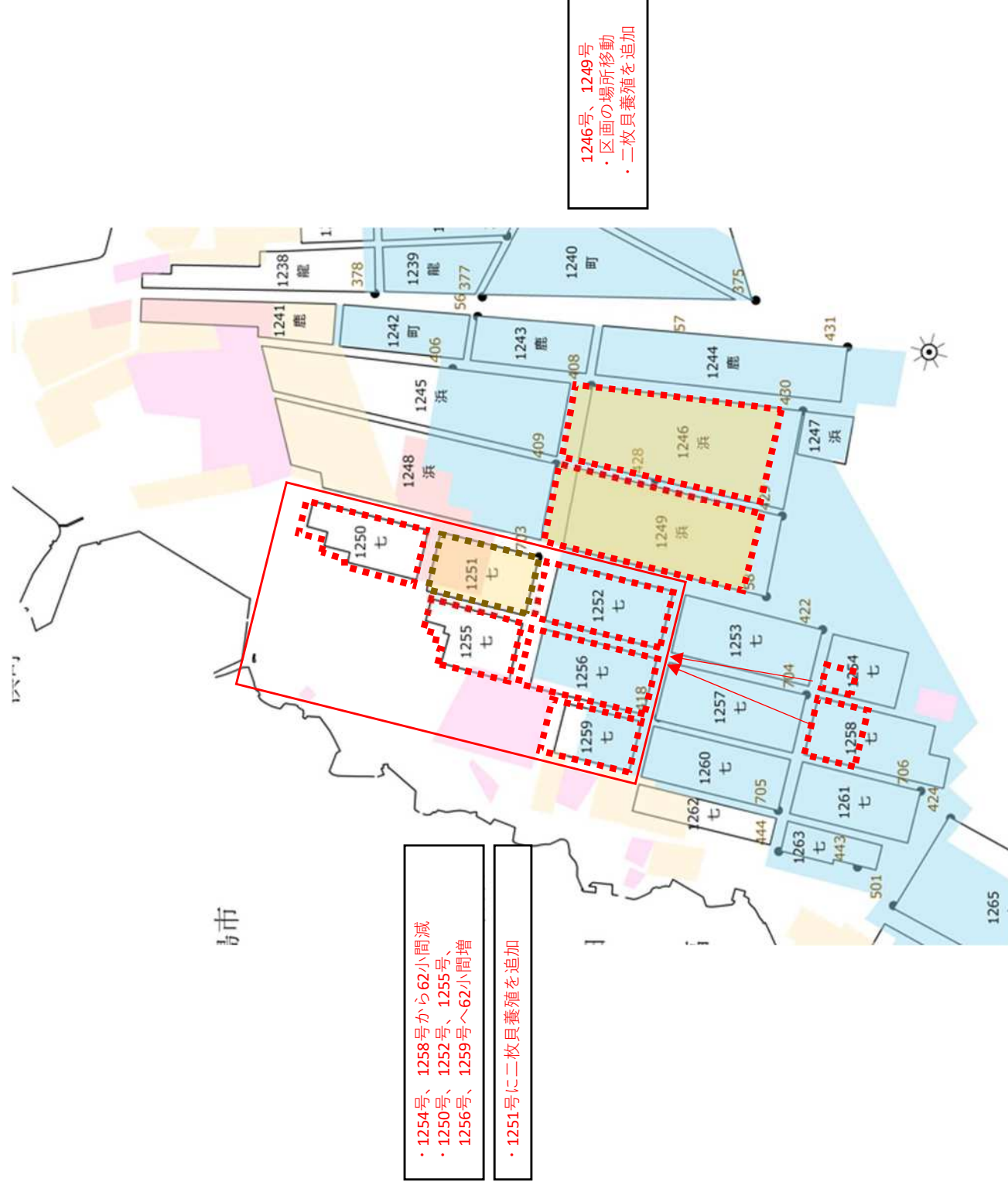
区画漁業権漁業漁場計画（案）新旧対照表

公示番号	漁場の位置	新		旧		変更内容
		漁業の名称	制限又は条件	漁業の名称	制限又は条件	
有区第1213号	国営千拓有明工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(ウ) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,740柵以下でなければなら ない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10 柵以下でなければならぬ。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しな ければならない。	のり養殖業	(ウ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、3,740柵以下でなければなら ない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10 柵以下でなければならぬ。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しな ければならない。	対象魚種の追加
有区第1234号	国営千拓有明工区地先	のり養殖業 二枚貝養殖業	(ウ) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、1,300柵以下でなければなら ない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10 柵以下でなければならぬ。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しな ければならない。	のり養殖業	(ウ) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,300柵以下でなければなら ない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅 1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10 柵以下でなければならぬ。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しな ければならない。	対象魚種の追加

区画漁業権漁業漁場計画（案）位置図1



區面漁業權漁業漁場計畫位置圖2



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第59、60、61、62、63号及び64号の
適用除外申請書

佐有水振第2099号
令和6年2月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 小城市芦刈町永田2753の2
氏名 佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 則久

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第59、60、61、62、63号及び64号の適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容にて指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認でもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外の理由

生息・成育状況調査として、竹羽瀬漁業の保護区域または委員会指示された海域においてタイラギを、全域においてウミタケおよびアゲマキを、保護区域においてムツゴロウおよびシオマネキを、養殖漁場においてノリ等を採捕・採取するため。

2 適用除外の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 調査の目的及び方法

○目的

有明海の干潟域に生息しているタイラギ、ウミタケ、ムツゴロウ、シオマネキ及びアゲマキ等の底生生物の成長や成熟、生息状況、その年の発生状況等の把握。タイラギ資源を増大させるための母貝・稚貝移植効果の把握。また、ノリ養殖状況の把握。

○方法

手堀、じょれん、長柄じょれん、ねじ棒、簡易潜水器又はヘルメット式潜水器等により採捕・採取。

4 調査に使用する船舶

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類 及び馬力数	
所有者名	

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類 及び馬力数	
所有者名	

5 調査を実施する者の住所及び氏名

- 6 採捕尾数 タイラギ、サルボウ、アサリその他底生生物 200kg 以内
ムツゴロウ 1,000 尾以内
シオマネキ 100 尾以内
アゲマキ 50 kg 以内
ウミタケ 50 kg 以内
ノリ 100 kg 以内

7 その他

必要に応じて佐賀県漁業調整規則の特別採捕許可を得る。

調査・研究計画書（アゲマキ）

1. 目的

アゲマキは平成元年ころから原因不明の大量死によって資源が激減し、平成 9 年以降ほとんど漁獲がない状況となった。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、人工種苗生産および稚貝の放流技術の開発に取り組む。また、干潟域における資源状況の把握についても調査する。

2. 調査・研究項目および方法

（1）種苗生産技術開発

アゲマキの成貝から 9～11 月に採卵し、陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、有明海佐賀県海域の干潟に生息する成貝を約 300 個程度採捕する。

（2）種苗放流技術開発

種苗生産した稚貝を干潟 4～6 地点の漁場に放流する技術開発を行う。放流後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月）に実施し、一定面積からアゲマキを採捕する。

（3）資源量把握調査

7～10 月に、干潟の 50～100 地点においてアゲマキ生息状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し殻長や重量を測定する。

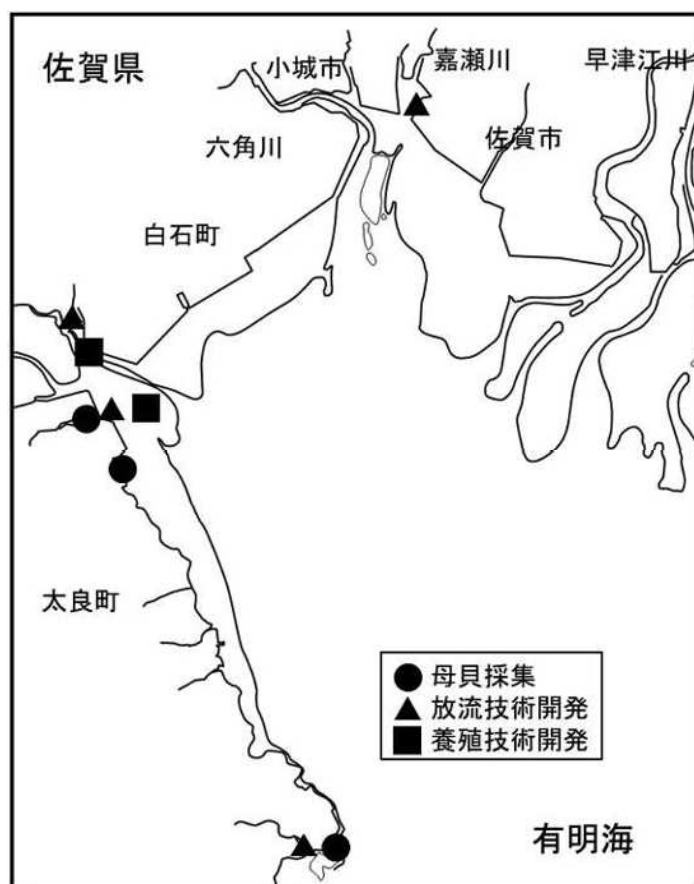
（4）養殖技術開発

4～6 月に、アゲマキ放流をした干潟の 1～2 カ所において、稚貝を採取し移植する。その後、アゲマキの成長の状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し、殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数 など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	8～11月	約300個	3地点
種苗放流技術開発	周年(1回/月)	20個/回	4地点
資源量把握調査	7～10月	約100個	50～100 地点
養殖技術開発	移植 4～6月 調査 周年(1回/月)	種苗放流地から約1万個 体を採捕し、移植する。 その後、調査で20個/回 採取	1～2地点

調査地点図



調査・研究計画書（アサリ）

3. 目的

アサリは佐賀県有明海南部において、重要な漁獲対象種であるが、平成8年をピークに漁獲量は急激に減少している。そのため当センターでは生息状況を把握し、資源保護方法について検討する。

4. 調査・研究項目および方法

調査は、佐賀市諸富町地先、太良町地先の多良川河口干潟及び糸岐川河口干潟で実施する。

（1）生息状況調査

干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

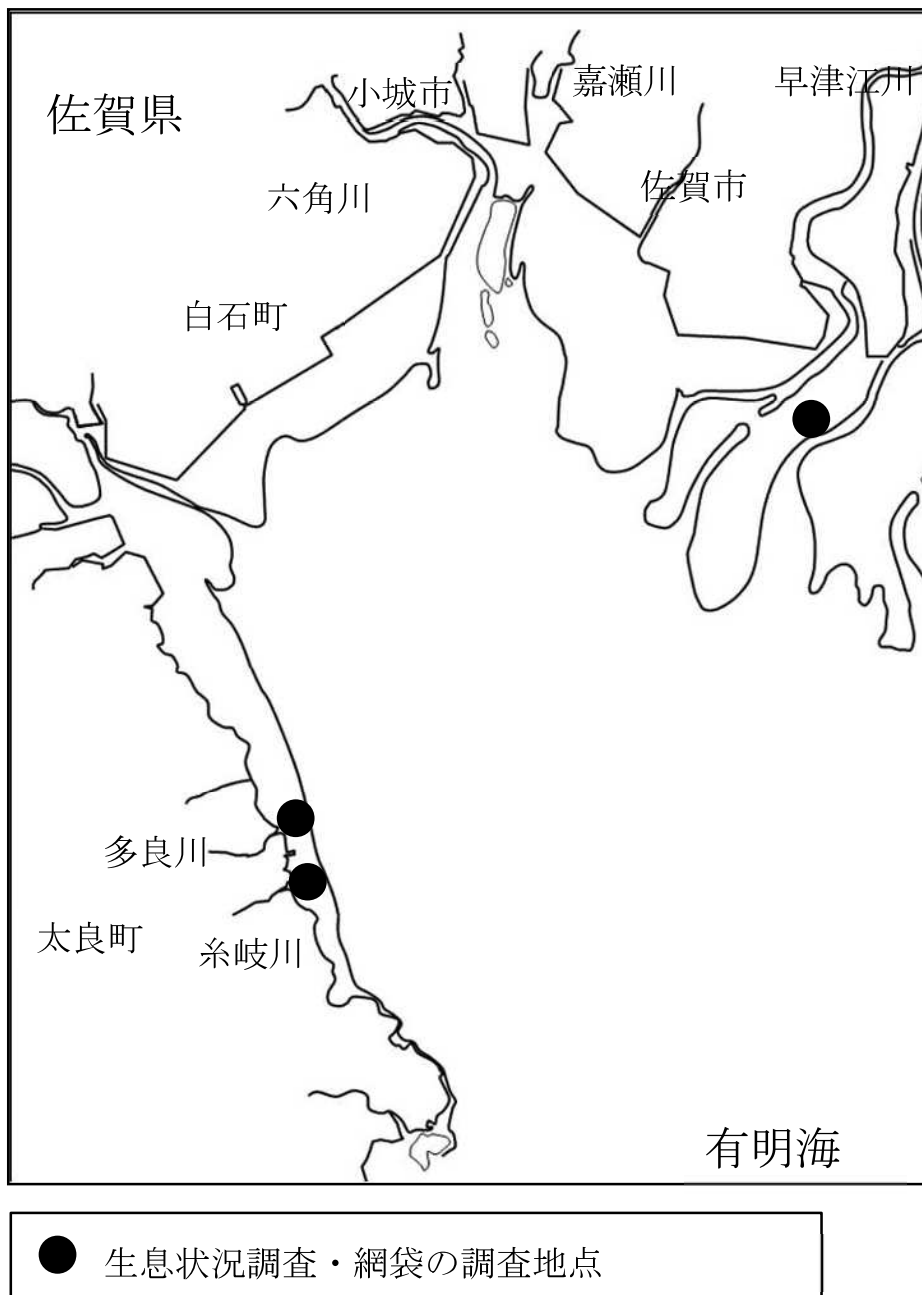
（2）網袋・被覆網の調査

網袋、被覆網等の設置を行い、アサリ保護効果や稚貝の捕捉効果を検証する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

表 1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	周年	約 20 kg	3 地点（地点図参照）
網袋の調査	周年	約 20 kg	3 地点（地点図参照）

調査地点図



調査・研究計画書（ウミタケ）

5. 目的

ウミタケ資源の回復を図るため、漁場造成技術等の開発に取り組む。また、漁場における資源状況の把握についても調査する。

6. 調査・研究項目および方法

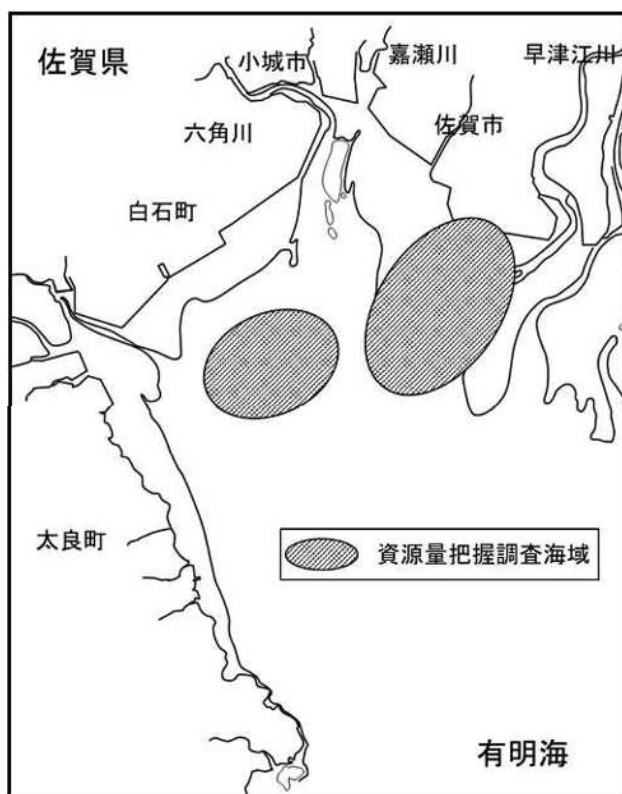
（3）資源量把握調査

3～5 月に、沖合の 20～30 地点において潜水によりウミタケ生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1 回/月程度潜水調査を実施する。これらの調査で発見されたウミタケは、採捕し殻長や重量を測定する。

表 1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
資源量把握調査	3～5 月	約 200 個	20～30 地点

調査地点図



調査・研究計画書(カキ類)

7. 目的

カキ類(マガキ、シカメガキ、スミノエガキ)は、干潟域にカキ礁を形成しており、有明海の環境改善に寄与している重要な種である。近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等に二枚貝類の大量斃死が発生している中、カキ類はこうした環境下でも比較的資源を維持している種である。また、特に、スミノエガキは、日本では有明海にしか生息していない希少な種であり、生産物としての価値も非常に高い。カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

8. 調査・研究項目および方法

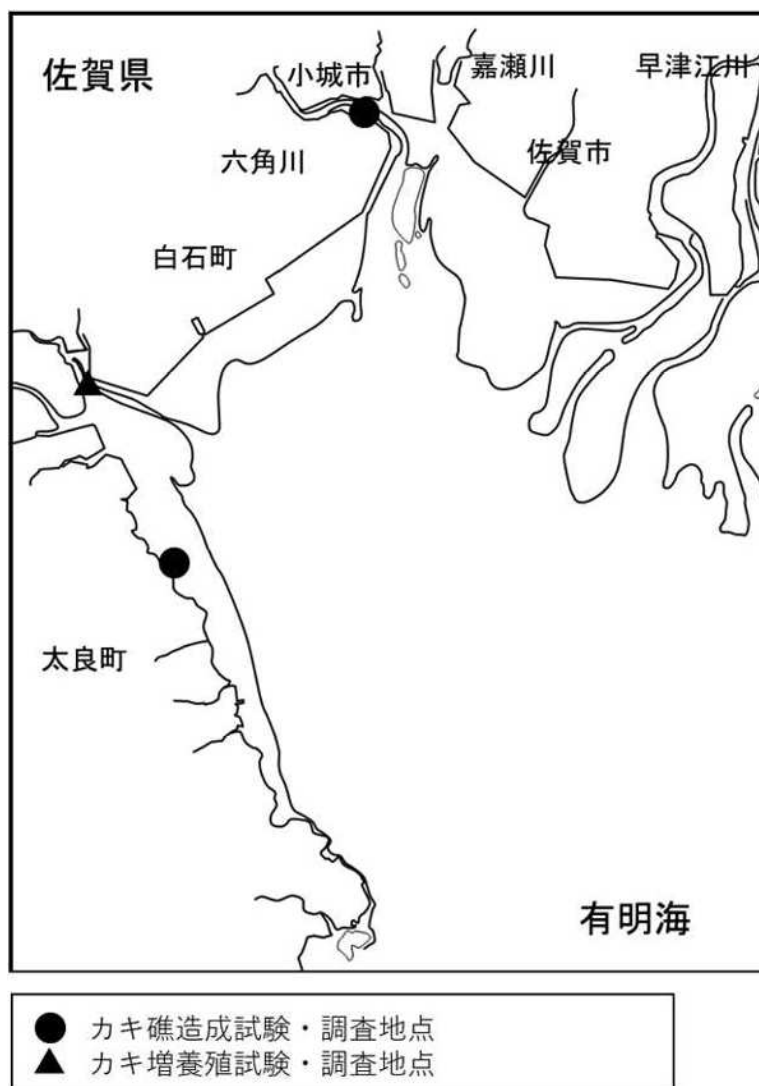
(1)干潟域でのカキ礁の増養殖試験および調査

5月から7月にかけて、カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
干潟域でのカキ類の増養殖試験および調査	年4回程度	約 100 kg	1地点程度 (地点図参照)

調査地点図（鹿島市支所地先）



調査・研究計画書(サルボウ)

9. 目的

サルボウは、平成 2 年の漁獲量が 15,000 トンであり有明海でも重要種であるが、近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等による斃死の発生により、令和4年からの2年間休漁となっている。このようなことから、漁場での生息状況等を把握するとともに、資源回復に向けた試験・調査を実施する。

10. 調査・研究項目および方法

(1) 生息状況調査

年に 1 回(2～3 月)程度、概ね 40 点においてサルボウの生息状況を調査する。調査では、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、サルボウを採取するとともに、サルボウの殻長及び湿重量を測定後、得られたデータと曳航面積から地点別のサルボウの現存量や漁場での資源量、世代構成(年級構成)を推定する。

(2) 浮遊幼生・着底稚貝調査

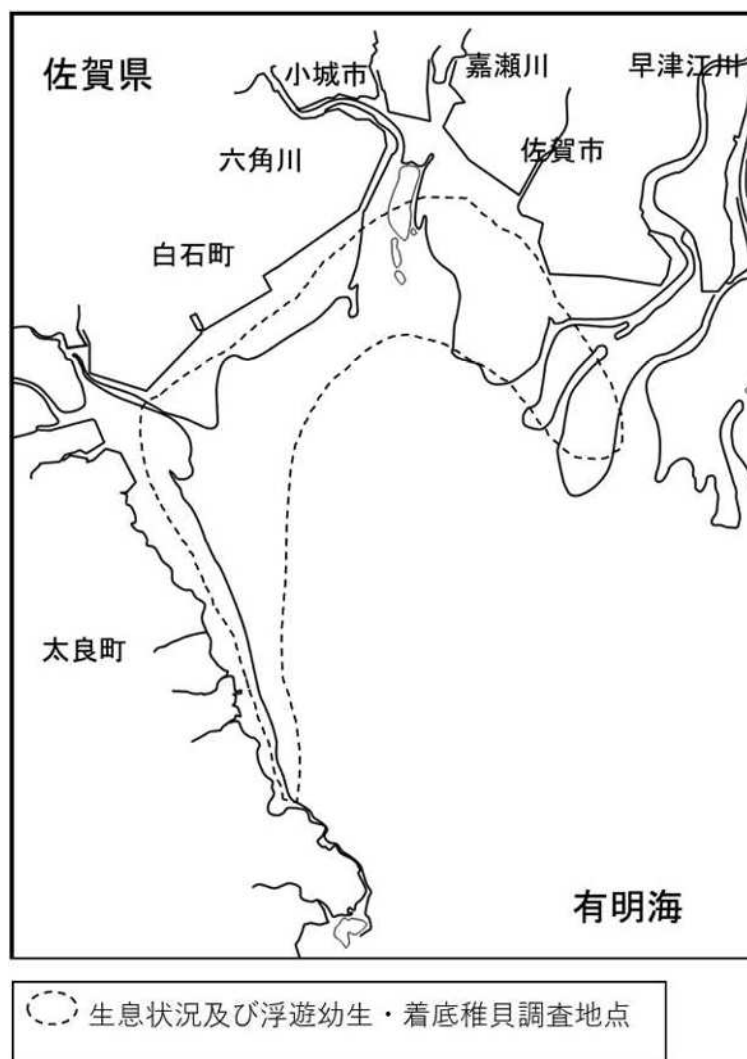
6 月から 8 月の旬別に有明海佐賀県沿岸域 5 定点において、サルボウの発生状況を調査する。調査は、プランクトンネットによる浮遊幼生の採取を行うとともに、採苗器(パーム)による着底稚貝(0.3～1 mm)の採取を行う。

また、9月から3月にかけて、着底稚貝調査を沿岸域 10 点程度行う。調査は、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、着底稚貝の成長や資源量を推定する。

表 1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	年 1 回	約 180 kg	40 地点程度 (地点図参照)
浮遊幼生・着底稚貝調査	年 12 回	約 1 kg	5 地点(地点図参照)

調査地点図



調査・研究計画書（タイラギ）

11. 目的

タイラギは平成 11 年以降資源状況が厳しく、現在 12 年連続の休漁となるなど、資源回復が喫緊の課題である。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、引き続き国や関係県と協調して人工種苗生産および稚貝の移植技術の開発に取り組む。また、干潟や沖合漁場における資源状況についても調査を行う。

12. 調査・研究項目および方法

（４） 種苗生産技術開発

タイラギの成貝から 6～8 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 3～6 か月飼育し、殻長 50 mm の稚貝を陸上施設・干潟等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するため、佐賀県有明海の干潟や沖合に生息する成貝を 100 個程度採捕する。

（５） 移植技術開発

種苗生産した稚貝等を用いて干潟、沖合の 3 地点及びカキ筏の漁場に移植する技術の開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からタイラギを採捕する。

（６） 資源量把握調査

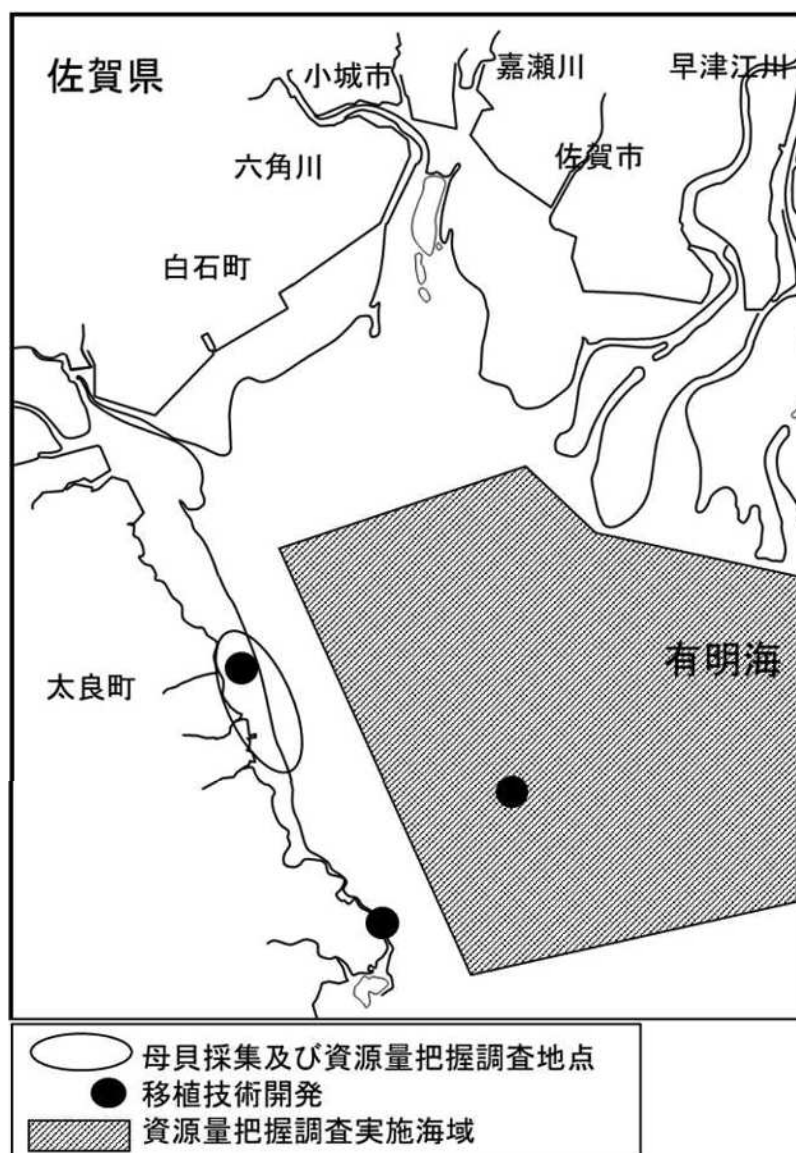
沖合の 55 地点において潜水によりタイラギの生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1 回/月程度潜水調査を実施する。

また、干潟域においては 5 地点程度で生息状況調査を実施し、これらの調査で発見されたタイラギは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	周年	約 100 個	1 地点
移植技術開発 (追跡調査)	周年 (1 回/月)	約 500 個	4 地点
資源量把握調査	沖合：10～11 月 沖合：周年 (1 回/月)	200 kg 以内 約 200 個	沖合：55 地点 沖合：1～5 点

調査地点図



調査計画書（ノリ養殖状況調査）

13. 目的

佐賀県のノリ養殖生産枚数および生産金額は、平成 15 年度以降、いずれも 19 年連続日本一であったが、令和 4 年以降赤潮の長期発生により厳しい状況になっている。また、以前よりアカグサレ病を代表とした病気および赤潮発生による色落ちの被害が毎年発生するなど、様々な課題を抱えている。ノリ養殖の生産を安定させるためには、ノリの生育状況や海況を早期に把握し、生産者に対して状況に応じた養殖管理の指導を行うことが重要となる。

そこで、本調査では、ノリ養殖漁場内のノリ葉体および海水等を採取し、養殖状況を把握する。

14. 調査項目および方法

- （１）ノリの生長状況
- （２）病気の発生状況
- （３）色落ちの発生状況
- （４）生産漁場の水温、塩分、栄養塩、プランクトン細胞数、クロロフィル等

ノリ養殖期間中の 10～3 月に、ノリ葉体の採取を週 1 回程度、海水の採水等を週 2 回程度行い、上記の項目を調査する。採取地点および採取本数は養殖状況に応じて調整する。

調査・研究計画書（底質環境調査）

15. 目的

サルボウ、アサリ、タイラギ等有用二枚貝類の生息環境の変化を把握するため、有明海佐賀県沿岸域において、底質及び底生生物の調査を実施する。

16. 調査項目および方法

（１）底質調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、底質の粒度（中央粒径値、泥分）、酸揮発性硫化物、化学的酸素消費量、強熱減量の分析を行う。

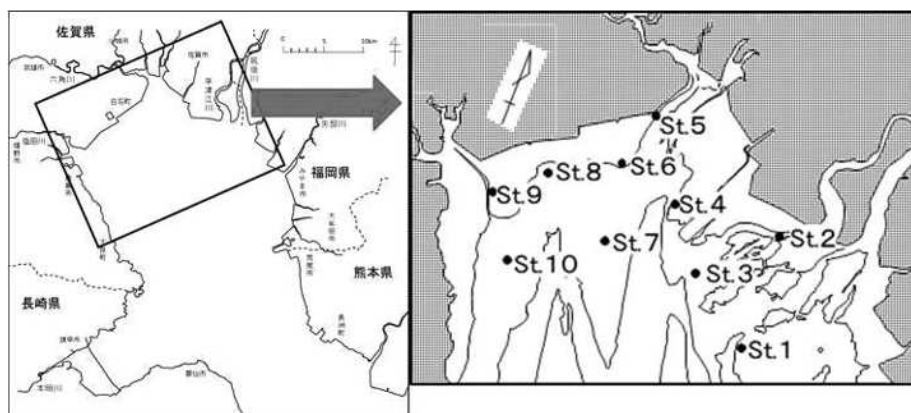
（２）底生生物調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、1 mm メッシュの網に残った底生生物の種類を調べ数量を計測する。

表 1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
底質調査及び 底生生物調査	年 4 回 (5, 8, 11, 2 月)	多毛類、甲殻類、軟 体類等の底性生物約 1kg	10 地点（地点図参照）

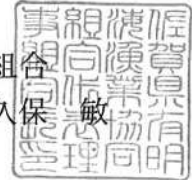
3. 調査地点図



令和 6 年 2 月 6 日

佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 則久 ~~あて~~ 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



同意書

令和 6 年 2 月 2 日付け佐有水振第 2043 号で依頼のあった令和 6 年度有明水産振興センターが実施する調査・研究に関しては、同意いたします。

5 水管 第2612号
令和6年1月23日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容		(3) 漁業の名称		(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者				始期	終期		操業状況	生産量	行使権者数	行使状況			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種共同	かき漁業	かき漁業	1月1日	12月31日					かき漁業 12人 あさり漁業 1(うち農共1)人 はまぐり漁業 255(うち農共1)人 にし漁業 258(うち農共1)人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・休漁制限・漁具の制限 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) ・海岸・漁港清掃 ・海底耕運 3. 資源維持・増殖等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供 ・種苗放流	○ 適切かつ有効に活用されている。	
			あさり漁業	あさり漁業	1月1日	12月31日								
			からすがい漁業	からすがい漁業	1月1日	12月31日								
			はまぐり漁業	はまぐり漁業	1月1日	12月31日								
			ばい漁業	ばい漁業	1月1日	12月31日								
			あかがい漁業	あかがい漁業	1月1日	12月31日	かき漁業 150日		かき漁業 1,747.5kg					
			くまさるぼう漁業	くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日	あさり漁業 30(うち農共30) 日		あさり漁業 5(うち農共5)kg					
			もがいの漁業	もがいの漁業	1月1日	12月31日	はまぐり漁業 26(うち農共10) 日		はまぐり漁業 55(うち農共20)kg					
			にし漁業	にし漁業	1月1日	12月31日	にし漁業 33(うち農共5) 日		にし漁業 118(うち農共3)kg					
			たいらぎ漁業	たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日	しおふき漁業 50日		しおふき漁業 2,000kg					
			しおふき漁業	しおふき漁業	1月1日	12月31日	しおふき漁業 50日		しおふき漁業 2,245(うち農共802)kg					
			あげまき漁業	あげまき漁業	1月1日	12月31日	たこ漁業 247(うち農共93)日		【※】					
			まてがいの漁業	まてがいの漁業	1月1日	12月31日	しゃご漁業 40日				しおふき漁業 1人 たこ漁業 268(うち農共3)人 しゃご漁業 1人 【※】			
			うみたけ漁業	うみたけ漁業	1月1日	12月31日	しゃご漁業 40日							
			はいがいの漁業	はいがいの漁業	1月1日	12月31日	【※】							
			しゃみせんがい漁業	しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日								
			たこ漁業	たこ漁業	1月1日	12月31日								
			鯛むし漁業	鯛むし漁業	1月1日	12月31日								
			しゃご漁業	しゃご漁業	1月1日	12月31日								
			いそぎんちやく漁業	いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日								
		第2種共同	竹羽瀬漁業	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	10日		-	2人	1人			
			三尺網漁業	三尺網漁業	1月1日	12月31日	2日		-	13人	3人			
			あみもじ網漁業	あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	444日		2,328kg	73人	53人			
			こうもり網漁業	こうもり網漁業	1月1日	12月31日	47日		351kg	37人	27人			
			待網漁業(繁網及び手押網漁業)	待網漁業(繁網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日	579日		3,467.5kg	54人	44人			
			かにかご漁業	かにかご漁業	1月1日	12月31日	106日		730kg	17人	7人			
			いかかご漁業	いかかご漁業	1月1日	12月31日	-		-	4人	-			
			あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	122(うち農共15)日		293.5(うち農共10)kg	28人	13(うち農共1)人			
			うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	47日		34.5kg	22人	17人			

【※】知事免許漁場分を含む(農共分は内数として記載)。漁協へのピアリングにより、漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。

【区画漁業権】 報告対象期間：令和3年9月1日～令和4年4月30日

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容		(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者					始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日			2,850枚		88人	63人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法（養殖規模、養殖期間等）を遵守	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日			1,454枚	総生産枚数 0.9億枚	243人	44人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。（病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等） ・漁場改善のための取組を実施。（河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等） ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日			3,043枚	総生産額 18.1億円	116人	55人	3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日			16,258枚		324人	251人		○	適切かつ有効に活用されている。

水産第 4530 号

令和 6 年(2024 年) 2 月 16 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海区において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告の提出がありました。

つきましては、同条第 2 項および漁業法施行規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当



令和4年度 共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業者: 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日: 令和5年7月27日
報告の対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日
所属及び担当者氏: 本所 指導課

1 資源管理の状況等						
・漁業権行使規則の取組実績				・行使規則の遵守		
・共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組				・海面清掃の実施(河川より流下する枯草(ヨシ等)の除去) 10/25～2/23まで、計9回(45日間) 回収量155.76㎡		
・その他の取組				・資源保護の為、佐賀県有明海区において委員会指示により採捕禁止となっている魚種並びに資源量が著しく減少している魚種の採捕の自主的見送り ・有明水産振興センターによる定期、臨時モニタリングによる赤潮情報を生産者へ周知		
2 漁場の活用の状況						
漁業種類		組合員行使権者数	行使者数(人)	操業日数(日)	漁獲量(kg)	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
第一種 共同 漁業 権	あさり漁業 (養殖を除く)	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	はまぐり漁業	1,726	254	16	35	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	かき漁業 (養殖を除く)	1,726	12	150	1747.5	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	しおふき漁業	1,726	1	50	2000	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	あかがい漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	もがし漁業 (養殖を除く)	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	はいがし漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	にし漁業	1,726	257	28	115	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	まてがし漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	ばい漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	あげまき漁業 (養殖を除く)	1,726	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の為、操業無し (操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
	うみたけ漁業 (潜水器を除く)	1,726	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の為、操業無し (操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
からすがし漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)	

第一種共同漁業権

たいらぎ漁業 (潜水器を除く)	1,726	0	0	0	佐賀県有明海区漁業調整委員会指示により採捕禁止の為、操業無し (操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
しゃみせんがい漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
くまさるぼう漁業 (養殖を除く)	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
しゃこ漁業	1,726	1	40	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
たこ漁業	1,726	265	154	1443	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
いそぎんちゃく漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)
餌むし漁業	1,726	0	0	0	(操業可能期間 1月1日から12月31日まで)

令和4年度 共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日: 令和5年7月27日
報告の対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日
所属及び担当者氏: 本所 指導課

1 資源管理の状況等						
・漁業権行使規則の取組実績				・行使規則の遵守		
・共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組				・海面清掃の実施(河川より流下する枯草(ヨシ等)の除去) 10/25～2/23まで、計9回(45日間) 回収量155.76㎡		
・その他の取組				・資源保護の為、佐賀県有明海区において委員会指示により採捕禁止となっている魚種並びに資源量が著しく減少している魚種の採捕の自主的見送り ・有明水産振興センターによる定期、臨時モニタリングによる赤潮情報を生産者へ周知		
2 漁場の活用の状況						
漁業種類		組合員行使権者数	行使者数(人)	操業日数(日)	漁獲量(kg)	備考
第二種共同漁業権	建干網漁業	3	0	0	0	
	江切網漁業	1	0	0	0	
	潟羽瀬漁業	11	6	347	2170	
	桝網漁業	0	0	0	0	
	竹羽瀬漁業	2	1	10	0	
	あみもじ網漁業	73	53	444	2328	
	こうもり網漁業	37	27	47	351	
	こうで四つ手網漁業	14	14	215	367	
	待網漁業	54	44	579	3467.5	
	三尺網漁業	13	3	2	0	
	かにかご漁業	17	7	106	730	
	いかかご漁業	4	0	0	0	
	むつごろうけ漁業	12	11	325	880	
	あなごかご漁業	28	12	107	283.5	
	うなぎかご漁業	22	17	47	34.5	
はぜかご漁業	16	9	114	262		

行使権者数について 第二種共同漁業権漁業については、漁業トラブル防止の為、従来より認証制度を設けていることから、認証権者数が行使権者数となります。(農区・有区共通)

令和4年度 共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: 佐賀県有明海漁業協同組合

報告日: 令和5年7月27日
報告の対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日
所属及び担当者氏名: 本所 指導課

1 資源管理の状況等						
・漁業権行使規則の取組実績				・行使規則の遵守		
・共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組				・海面清掃の実施(河川より流下する枯草(ヨシ等)の除去) 10/25～2/23まで、計9回(45日間) 回収量155.76m³		
・その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業種類		組合員行使権者数	行使者数(人)	操業日数(日)	漁獲量(kg)	備考
第三種 共同漁業権	築磯漁業	3	0	0	0	遊漁船として利用

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（ノリひび建て養殖）		
報告対象期間	令和4年9月1日	から	令和5年4月30日

1 資源管理の状況等									
・ 漁業権行使規則の取組実績			・ 行使規則の遵守						
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組			・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡						
・ その他の取組			・ 海況に合わせた集団管理の徹底（網撤去期間、支柱撤去開始日等の遵守） ・ 活性処理剤残液回収の実施 ・ 有明水産振興センターより発出される海況情報、ノリ養殖情報の生産者への周知						
2 漁場の活用の状況									
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	柵数 （柵）	張込可能 柵数	行使率 （%）	水揚げ枚数 （枚）	水揚げ枚数 （千枚）	点検結果	評価
第1001号	ひび建養殖	0	0	1,740	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1002号	ひび建養殖	0	0	550	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1003号	ひび建養殖	0	0	340	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1004号	ひび建養殖	11	480	500	96.0	2,176,320	2,176	○	適切かつ有効に活用されている
第1005号	ひび建養殖	14	193	630	30.6	875,062	875	○	適切かつ有効に活用されている
第1006号	ひび建養殖	1	50	590	8.5	115,300	115	○	適切かつ有効に活用されている
第1007号	ひび建養殖	0	0	1,830	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1008号	ひび建養殖	0	0	880	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1009号	ひび建養殖	42	2,875	3,320	86.6	13,035,250	13,035	○	適切かつ有効に活用されている
第1010号	ひび建養殖	30	1,680	1,740	96.6	7,617,120	7,617	○	適切かつ有効に活用されている
第1011号	ひび建養殖	16	450	610	73.8	1,481,400	1,481	○	適切かつ有効に活用されている
第1012号	ひび建養殖	13	666	700	95.1	3,019,644	3,020	○	適切かつ有効に活用されている
第1013号	ひび建養殖	15	530	730	72.6	1,744,760	1,745	○	適切かつ有効に活用されている
第1014号	ひび建養殖	5	320	330	97.0	1,053,440	1,053	○	適切かつ有効に活用されている
第1015号	ひび建養殖	6	250	250	100.0	1,133,500	1,134	○	適切かつ有効に活用されている
第1016号	ひび建養殖	44	3,080	3,080	100.0	13,964,720	13,965	○	適切かつ有効に活用されている
第1017号	ひび建養殖	18	840	840	100.0	3,808,560	3,809	○	適切かつ有効に活用されている
第1018号	ひび建養殖	10	630	770	81.8	1,452,780	1,453	○	適切かつ有効に活用されている
第1019号	ひび建養殖	0	0	420	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1020号	ひび建養殖	0	0	200	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1021号	ひび建養殖	14	750	760	98.7	3,400,500	3,401	○	適切かつ有効に活用されている
第1022号	ひび建養殖	32	1,800	2,040	88.2	4,150,800	4,151	○	適切かつ有効に活用されている
第1023号	ひび建養殖	14	720	720	100.0	3,177,360	3,177	○	適切かつ有効に活用されている
第1024号	ひび建養殖	8	370	370	100.0	1,677,580	1,678	○	適切かつ有効に活用されている
第1025号	ひび建養殖	28	1,200	1,200	100.0	5,440,800	5,441	○	適切かつ有効に活用されている
第1026号	ひび建養殖	18	1,120	1,120	100.0	2,582,720	2,583	○	適切かつ有効に活用されている
第1027号	ひび建養殖	23	2,300	3,050	75.4	5,303,800	5,304	○	適切かつ有効に活用されている
第1028号	ひび建養殖	18	1,720	2,670	64.4	3,966,320	3,966	○	適切かつ有効に活用されている
第1029号	ひび建養殖	19	1,250	1,250	100.0	2,882,500	2,883	○	適切かつ有効に活用されている
第1030号	ひび建養殖	11	560	640	87.5	1,843,520	1,844	○	適切かつ有効に活用されている
第1031号	ひび建養殖	12	640	640	100.0	2,901,760	2,902	○	適切かつ有効に活用されている
第1032号	ひび建養殖	45	2,250	2,420	93.0	7,267,500	7,268	○	適切かつ有効に活用されている
第1033号	ひび建養殖	26	1,490	1,490	100.0	4,812,700	4,813	○	適切かつ有効に活用されている
第1034号	ひび建養殖	20	1,170	1,210	96.7	3,779,100	3,779	○	適切かつ有効に活用されている
第1035号	ひび建養殖	24	1,450	1,820	79.7	4,683,500	4,684	○	適切かつ有効に活用されている
第1036号	ひび建養殖	11	420	830	50.6	968,520	969	○	適切かつ有効に活用されている
第1037号	ひび建養殖	14	600	600	100.0	2,720,400	2,720	○	適切かつ有効に活用されている
第1038号	ひび建養殖	18	840	1,050	80.0	3,808,560	3,809	○	適切かつ有効に活用されている
第1039号	ひび建養殖	0	0	650	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1040号	ひび建養殖	12	720	910	79.1	2,325,600	2,326	○	適切かつ有効に活用されている
第1041号	ひび建養殖	23	1,270	1,270	100.0	5,758,180	5,758	○	適切かつ有効に活用されている
第1042号	ひび建養殖	16	1,020	1,080	94.4	4,501,260	4,501	○	適切かつ有効に活用されている
第1043号	ひび建養殖	24	1,730	1,810	95.6	5,695,160	5,695	○	適切かつ有効に活用されている
第1044号	ひび建養殖	29	1,540	1,730	89.0	6,982,360	6,982	○	適切かつ有効に活用されている

第1045号	ひび建養殖	9	560	720	77.8	1,843,520	1,844	○	適切かつ有効に活用されている
第1046号	ひび建養殖	19	1,530	1,930	79.3	3,528,180	3,528	○	適切かつ有効に活用されている
第1047号	ひび建養殖	28	1,770	2,000	88.5	4,081,620	4,082	○	適切かつ有効に活用されている
第1048号	ひび建養殖	26	2,040	2,610	78.2	4,704,240	4,704	○	適切かつ有効に活用されている
第1049号	ひび建養殖	20	1,810	2,160	83.8	4,173,860	4,174	○	適切かつ有効に活用されている
第1050号	ひび建養殖	24	1,870	2,100	89.0	4,312,220	4,312	○	適切かつ有効に活用されている
第1051号	ひび建養殖	25	1,600	3,240	49.4	3,689,600	3,690	○	適切かつ有効に活用されている
第1052号	ひび建養殖	25	1,130	2,100	53.8	3,719,960	3,720	○	適切かつ有効に活用されている
第1053号	ひび建養殖	51	2,708	3,320	81.6	8,746,840	8,747	○	適切かつ有効に活用されている
第1054号	ひび建養殖	25	1,520	2,060	73.8	4,909,600	4,910	○	適切かつ有効に活用されている
第1055号	ひび建養殖	19	1,430	1,710	83.6	4,707,560	4,708	○	適切かつ有効に活用されている
第1056号	ひび建養殖	17	850	870	97.7	3,751,050	3,751	○	適切かつ有効に活用されている
第1057号	ひび建養殖	16	1,010	1,030	98.1	4,457,130	4,457	○	適切かつ有効に活用されている
第1058号	ひび建養殖	45	2,870	3,200	89.7	12,665,310	12,665	○	適切かつ有効に活用されている
第1059号	ひび建養殖	34	2,260	2,570	87.9	9,973,380	9,973	○	適切かつ有効に活用されている
第1060号	ひび建養殖	26	1,690	1,830	92.3	7,457,970	7,458	○	適切かつ有効に活用されている
第1061号	ひび建養殖	44	3,200	3,270	97.9	14,121,600	14,122	○	適切かつ有効に活用されている
第1062号	ひび建養殖	30	2,810	2,990	94.0	12,400,530	12,401	○	適切かつ有効に活用されている
第1063号	ひび建養殖	26	1,580	1,720	91.9	6,972,540	6,973	○	適切かつ有効に活用されている
第1064号	ひび建養殖	30	1,810	2,290	79.0	7,987,530	7,988	○	適切かつ有効に活用されている
第1065号	ひび建養殖	32	1,860	2,110	88.2	8,208,180	8,208	○	適切かつ有効に活用されている
第1066号	ひび建養殖	0	0	1,690	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1067号	ひび建養殖	16	640	1,390	46.0	2,824,320	2,824	○	適切かつ有効に活用されている
第1068号	ひび建養殖	45	2,440	4,060	60.1	10,767,720	10,768	○	適切かつ有効に活用されている
第1069号	ひび建養殖	14	380	980	38.8	1,227,400	1,227	○	適切かつ有効に活用されている
第1070号	ひび建養殖	0	0	1,440	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1071号	ひび建養殖	37	2,050	2,310	88.7	9,046,650	9,047	○	適切かつ有効に活用されている
第1072号	ひび建養殖	8	330	660	50.0	1,019,700	1,020	○	適切かつ有効に活用されている
第1073号	ひび建養殖	24	1,170	1,170	100.0	5,163,210	5,163	○	適切かつ有効に活用されている
第1074号	ひび建養殖	17	550	720	76.4	1,810,600	1,811	○	適切かつ有効に活用されている
第1075号	ひび建養殖	44	2,750	3,230	85.1	12,135,750	12,136	○	適切かつ有効に活用されている
第1076号	ひび建養殖	34	2,060	2,380	86.6	9,090,780	9,091	○	適切かつ有効に活用されている
第1077号	ひび建養殖	16	1,160	1,200	96.7	3,818,720	3,819	○	適切かつ有効に活用されている
第1078号	ひび建養殖	19	720	820	87.8	3,177,360	3,177	○	適切かつ有効に活用されている
第1079号	ひび建養殖	12	720	820	87.8	3,177,360	3,177	○	適切かつ有効に活用されている
第1080号	ひび建養殖	10	760	920	82.6	2,501,920	2,502	○	適切かつ有効に活用されている
第1081号	ひび建養殖	9	460	580	79.3	1,514,320	1,514	○	適切かつ有効に活用されている
第1082号	ひび建養殖	31	1,660	1,760	94.3	7,325,580	7,326	○	適切かつ有効に活用されている
第1083号	ひび建養殖	0	0	340	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1084号	ひび建養殖	0	0	790	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1085号	ひび建養殖	0	0	530	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1086号	ひび建養殖	4	120	650	18.5	370,800	371	○	適切かつ有効に活用されている
第1087号	ひび建養殖	0	0	540	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1088号	ひび建養殖	11	124	620	20.0	562,216	562	○	適切かつ有効に活用されている
第1089号	ひび建養殖	17	400	710	56.3	1,316,800	1,317	○	適切かつ有効に活用されている
第1090号	ひび建養殖	26	690	900	76.7	2,271,480	2,271	○	適切かつ有効に活用されている
第1091号	ひび建養殖	16	990	1,030	96.1	4,368,870	4,369	○	適切かつ有効に活用されている
第1092号	ひび建養殖	19	1,310	1,320	99.2	5,781,030	5,781	○	適切かつ有効に活用されている
第1093号	ひび建養殖	19	1,100	1,100	100.0	3,621,200	3,621	○	適切かつ有効に活用されている
第1094号	ひび建養殖	29	1,870	2,100	89.0	8,252,310	8,252	○	適切かつ有効に活用されている
第1095号	ひび建養殖	9	1,020	1,240	82.3	4,501,260	4,501	○	適切かつ有効に活用されている
第1096号	ひび建養殖	20	800	830	96.4	2,584,000	2,584	○	適切かつ有効に活用されている
第1097号	ひび建養殖	24	800	850	94.1	2,584,000	2,584	○	適切かつ有効に活用されている
第1098号	ひび建養殖	18	1,200	1,240	96.8	5,295,600	5,296	○	適切かつ有効に活用されている
第1099号	ひび建養殖	36	2,290	2,380	96.2	10,105,770	10,106	○	適切かつ有効に活用されている
第1100号	ひび建養殖	45	1,480	1,480	100.0	4,780,400	4,780	○	適切かつ有効に活用されている
第1101号	ひび建養殖	0	0	1,620	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1102号	ひび建養殖	34	1,980	2,910	68.0	6,118,200	6,118	○	適切かつ有効に活用されている
第1103号	ひび建養殖	32	1,300	1,300	100.0	4,199,000	4,199	○	適切かつ有効に活用されている
第1104号	ひび建養殖	17	720	820	87.8	2,224,800	2,225	○	適切かつ有効に活用されている
第1105号	ひび建養殖	15	720	720	100.0	2,224,800	2,225	○	適切かつ有効に活用されている
第1106号	ひび建養殖	28	1,170	1,220	95.9	3,779,100	3,779	○	適切かつ有効に活用されている
第1107号	ひび建養殖	22	1,480	1,560	94.9	6,531,240	6,531	○	適切かつ有効に活用されている
第1108号	ひび建養殖	16	960	960	100.0	2,966,400	2,966	○	適切かつ有効に活用されている

第1109号	ひび建養殖	19	800	820	97.6	2,472,000	2,472	○	適切かつ有効に活用されている
第1110号	ひび建養殖	8	600	620	96.8	2,720,400	2,720	○	適切かつ有効に活用されている
第1111号	ひび建養殖	17	700	730	95.9	2,261,000	2,261	○	適切かつ有効に活用されている
第1112号	ひび建養殖	9	400	400	100.0	1,292,000	1,292	○	適切かつ有効に活用されている
第1113号	ひび建養殖	33	1,700	1,720	98.8	5,253,000	5,253	○	適切かつ有効に活用されている
第1114号	ひび建養殖	30	1,700	1,790	95.0	5,253,000	5,253	○	適切かつ有効に活用されている
第1115号	ひび建養殖	10	400	420	95.2	1,292,000	1,292	○	適切かつ有効に活用されている
第1116号	ひび建養殖	20	620	620	100.0	2,002,600	2,003	○	適切かつ有効に活用されている
第1117号	ひび建養殖	29	1,220	1,260	96.8	3,769,800	3,770	○	適切かつ有効に活用されている
第1118号	ひび建養殖	0	0	570	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1119号	ひび建養殖	0	0	330	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1120号	ひび建養殖	21	900	1,300	69.2	2,781,000	2,781	○	適切かつ有効に活用されている
第1121号	ひび建養殖	25	900	980	91.8	2,781,000	2,781	○	適切かつ有効に活用されている
第1122号	ひび建養殖	13	405	670	60.4	1,836,270	1,836	○	適切かつ有効に活用されている
第1123号	ひび建養殖	21	900	950	94.7	2,781,000	2,781	○	適切かつ有効に活用されている
第1124号	ひび建養殖	25	1,200	1,200	100.0	3,708,000	3,708	○	適切かつ有効に活用されている
第1125号	ひび建養殖	25	1,000	1,000	100.0	3,090,000	3,090	○	適切かつ有効に活用されている
第1126号	ひび建養殖	27	1,410	1,580	89.2	4,356,900	4,357	○	適切かつ有効に活用されている
第1127号	ひび建養殖	19	540	610	88.5	1,668,600	1,669	○	適切かつ有効に活用されている
第1128号	ひび建養殖	0	0	690	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1129号	ひび建養殖	0	0	680	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1130号	ひび建養殖	0	0	520	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1131号	ひび建養殖	0	0	530	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1132号	ひび建養殖	31	1,520	2,640	57.6	4,696,800	4,697	○	適切かつ有効に活用されている
第1133号	ひび建養殖	37	1,720	1,720	100.0	5,314,800	5,315	○	適切かつ有効に活用されている
第1134号	ひび建養殖	33	1,340	1,350	99.3	4,140,600	4,141	○	適切かつ有効に活用されている
第1135号	ひび建養殖	38	1,340	1,360	98.5	4,140,600	4,141	○	適切かつ有効に活用されている
第1136号	ひび建養殖	35	910	930	97.8	2,811,900	2,812	○	適切かつ有効に活用されている
第1137号	ひび建養殖	0	0	210	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1138号	ひび建養殖	0	0	1,670	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1139号	ひび建養殖	0	0	560	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1140号	ひび建養殖	0	0	740	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1141号	ひび建養殖	18	580	610	95.1	1,885,580	1,886	○	適切かつ有効に活用されている
第1142号	ひび建養殖	27	1,060	1,140	93.0	3,275,400	3,275	○	適切かつ有効に活用されている
第1143号	ひび建養殖	0	0	770	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1144号	ひび建養殖	0	0	1,400	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1145号	ひび建養殖	14	520	670	77.6	1,690,520	1,691	○	適切かつ有効に活用されている
第1146号	ひび建養殖	28	1,572	1,940	81.0	6,283,284	6,283	○	適切かつ有効に活用されている
第1147号	ひび建養殖	12	1,080	1,380	78.3	4,316,760	4,317	○	適切かつ有効に活用されている
第1148号	ひび建養殖	22	920	930	98.9	2,842,800	2,843	○	適切かつ有効に活用されている
第1149号	ひび建養殖	12	384	480	80.0	1,534,848	1,535	○	適切かつ有効に活用されている
第1150号	ひび建養殖	12	1,104	1,680	65.7	4,412,688	4,413	○	適切かつ有効に活用されている
第1151号	ひび建養殖	12	672	940	71.5	2,685,984	2,686	○	適切かつ有効に活用されている
第1152号	ひび建養殖	0	0	210	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1153号	ひび建養殖	0	0	650	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1154号	ひび建養殖	11	360	2,210	16.3	1,170,360	1,170	○	適切かつ有効に活用されている
第1155号	ひび建養殖	27	840	1,060	79.2	2,573,760	2,574	○	適切かつ有効に活用されている
第1156号	ひび建養殖	18	800	830	96.4	2,600,800	2,601	○	適切かつ有効に活用されている
第1157号	ひび建養殖	19	1,460	1,510	96.7	5,835,620	5,836	○	適切かつ有効に活用されている
第1158号	ひび建養殖	12	1,440	1,800	80.0	5,755,680	5,756	○	適切かつ有効に活用されている
第1159号	ひび建養殖	8	480	480	100.0	1,483,200	1,483	○	適切かつ有効に活用されている
第1160号	ひび建養殖	16	490	590	83.1	1,501,360	1,501	○	適切かつ有効に活用されている
第1161号	ひび建養殖	18	1,680	1,680	100.0	5,461,680	5,462	○	適切かつ有効に活用されている
第1162号	ひび建養殖	27	850	850	100.0	2,604,400	2,604	○	適切かつ有効に活用されている
第1163号	ひび建養殖	15	440	440	100.0	1,430,440	1,430	○	適切かつ有効に活用されている
第1164号	ひび建養殖	21	520	360	144.4	1,593,280	1,593	○	適切かつ有効に活用されている
第1165号	ひび建養殖	25	740	920	80.4	2,267,360	2,267	○	適切かつ有効に活用されている
第1166号	ひび建養殖	18	1,010	1,010	100.0	3,283,510	3,284	○	適切かつ有効に活用されている
第1167号	ひび建養殖	19	1,200	1,200	100.0	4,796,400	4,796	○	適切かつ有効に活用されている
第1168号	ひび建養殖	21	770	770	100.0	2,359,280	2,359	○	適切かつ有効に活用されている
第1169号	ひび建養殖	19	1,160	1,160	100.0	4,636,520	4,637	○	適切かつ有効に活用されている
第1170号	ひび建養殖	10	190	320	59.4	582,160	582	○	適切かつ有効に活用されている
第1171号	ひび建養殖	12	280	330	84.8	857,920	858	○	適切かつ有効に活用されている
第1172号	ひび建養殖	6	360	370	97.3	363,600	364	○	適切かつ有効に活用されている

第1173号	ひび建養殖	16	800	820	97.6	808,000	808	○	適切かつ有効に活用されている
第1174号	ひび建養殖	33	1,560	1,700	91.8	1,575,600	1,576	○	適切かつ有効に活用されている
第1175号	ひび建養殖	52	1,900	1,970	96.4	5,821,600	5,822	○	適切かつ有効に活用されている
第1176号	ひび建養殖	25	888	1,090	81.5	2,720,832	2,721	○	適切かつ有効に活用されている
第1177号	ひび建養殖	45	1,672	2,120	78.9	5,123,008	5,123	○	適切かつ有効に活用されている
第1178号	ひび建養殖	61	2,592	2,980	87.0	7,941,888	7,942	○	適切かつ有効に活用されている
第1179号	ひび建養殖	43	2,160	2,560	84.4	6,618,240	6,618	○	適切かつ有効に活用されている
第1180号	ひび建養殖	40	2,160	2,700	80.0	6,618,240	6,618	○	適切かつ有効に活用されている
第1181号	ひび建養殖	28	1,344	1,680	80.0	4,118,016	4,118	○	適切かつ有効に活用されている
第1182号	ひび建養殖	65	1,900	1,950	97.4	5,821,600	5,822	○	適切かつ有効に活用されている
第1183号	ひび建養殖	37	1,700	2,170	78.3	5,208,800	5,209	○	適切かつ有効に活用されている
第1184号	ひび建養殖	19	864	1,080	80.0	2,647,296	2,647	○	適切かつ有効に活用されている
第1185号	ひび建養殖	12	1,100	1,300	84.6	1,111,000	1,111	○	適切かつ有効に活用されている
第1186号	ひび建養殖	18	1,700	2,000	85.0	1,717,000	1,717	○	適切かつ有効に活用されている
第1187号	ひび建養殖	17	1,700	2,000	85.0	1,717,000	1,717	○	適切かつ有効に活用されている
第1188号	ひび建養殖	25	1,440	1,800	80.0	1,454,400	1,454	○	適切かつ有効に活用されている
第1189号	ひび建養殖	19	380	380	100.0	383,800	384	○	適切かつ有効に活用されている
第1190号	ひび建養殖	4	200	370	54.1	202,000	202	○	適切かつ有効に活用されている
第1191号	ひび建養殖	29	1,560	1,970	79.2	1,575,600	1,576	○	適切かつ有効に活用されている
第1192号	ひび建養殖	29	1,600	1,950	82.1	1,616,000	1,616	○	適切かつ有効に活用されている
第1193号	ひび建養殖	19	880	1,260	69.8	3,517,360	3,517	○	適切かつ有効に活用されている
第1194号	ひび建養殖	13	640	910	70.3	2,080,640	2,081	○	適切かつ有効に活用されている
第1195号	ひび建養殖	15	768	970	79.2	2,496,768	2,497	○	適切かつ有効に活用されている
第1196号	ひび建養殖	18	960	1,360	70.6	3,837,120	3,837	○	適切かつ有効に活用されている
第1197号	ひび建養殖	15	800	1,160	69.0	3,197,600	3,198	○	適切かつ有効に活用されている
第1198号	ひび建養殖	12	640	930	68.8	2,080,640	2,081	○	適切かつ有効に活用されている
第1199号	ひび建養殖	10	480	1,040	46.2	1,470,720	1,471	○	適切かつ有効に活用されている
第1200号	ひび建養殖	21	1,024	1,620	63.2	3,137,536	3,138	○	適切かつ有効に活用されている
第1201号	ひび建養殖	7	312	670	46.6	955,968	956	○	適切かつ有効に活用されている
第1202号	ひび建養殖	21	1,008	1,540	65.5	3,088,512	3,089	○	適切かつ有効に活用されている
第1203号	ひび建養殖	10	416	600	69.3	1,352,416	1,352	○	適切かつ有効に活用されている
第1204号	ひび建養殖	11	576	640	90.0	1,872,576	1,873	○	適切かつ有効に活用されている
第1205号	ひび建養殖	9	416	730	57.0	1,274,624	1,275	○	適切かつ有効に活用されている
第1206号	ひび建養殖	9	400	490	81.6	1,300,400	1,300	○	適切かつ有効に活用されている
第1207号	ひび建養殖	16	608	890	68.3	1,976,608	1,977	○	適切かつ有効に活用されている
第1208号	ひび建養殖	18	768	1,160	66.2	3,069,696	3,070	○	適切かつ有効に活用されている
第1209号	ひび建養殖	10	416	690	60.3	1,662,752	1,663	○	適切かつ有効に活用されている
第1210号	ひび建養殖	16	448	600	74.7	1,456,448	1,456	○	適切かつ有効に活用されている
第1211号	ひび建養殖	2	112	520	21.5	447,664	448	○	適切かつ有効に活用されている
第1212号	ひび建養殖	7	1,040	3,190	32.6	1,647,360	1,647	○	適切かつ有効に活用されている
第1213号	ひび建養殖	7	1,504	3,740	40.2	2,382,336	2,382	○	適切かつ有効に活用されている
第1214号	ひび建養殖	7	320	2,630	12.2	506,880	507	○	適切かつ有効に活用されている
第1215号	ひび建養殖	32	848	1,120	75.7	1,587,456	1,587	○	適切かつ有効に活用されている
第1216号	ひび建養殖	0	0	2,560	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1217号	ひび建養殖	32	1,936	3,300	58.7	3,624,192	3,624	○	適切かつ有効に活用されている
第1218号	ひび建養殖	32	944	2,000	47.2	1,767,168	1,767	○	適切かつ有効に活用されている
第1219号	ひび建養殖	32	1,040	2,510	41.4	1,946,880	1,947	○	適切かつ有効に活用されている
第1221号	ひび建養殖	0	0	1,760	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1222号	ひび建養殖	32	816	1,980	41.2	1,527,552	1,528	○	適切かつ有効に活用されている
第1224号	ひび建養殖	32	1,088	1,990	54.7	2,036,736	2,037	○	適切かつ有効に活用されている
第1226号	ひび建養殖	32	896	2,270	39.5	1,677,312	1,677	○	適切かつ有効に活用されている
第1227号	ひび建養殖	0	0	640	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1228号	ひび建養殖	0	0	1,100	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1229号	ひび建養殖	32	540	820	65.9	1,010,880	1,011	○	適切かつ有効に活用されている
第1230号	ひび建養殖	32	484	430	112.6	906,048	906	○	適切かつ有効に活用されている
第1231号	ひび建養殖	32	1,584	2,040	77.6	2,965,248	2,965	○	適切かつ有効に活用されている
第1232号	ひび建養殖	32	1,936	2,610	74.2	3,624,192	3,624	○	適切かつ有効に活用されている
第1233号	ひび建養殖	8	160	640	25.0	253,440	253	○	適切かつ有効に活用されている
第1234号	ひび建養殖	8	1,060	1,300	81.5	1,679,040	1,679	○	適切かつ有効に活用されている
第1235号	ひび建養殖	8	432	2,980	14.5	684,288	684	○	適切かつ有効に活用されている
第1236号	ひび建養殖	8	320	720	44.4	737,600	738	○	適切かつ有効に活用されている
第1237号	ひび建養殖	8	600	1,200	50.0	1,383,000	1,383	○	適切かつ有効に活用されている
第1238号	ひび建養殖	8	1,200	1,770	67.8	1,900,800	1,901	○	適切かつ有効に活用されている
第1239号	ひび建養殖	8	1,020	1,040	98.1	1,615,680	1,616	○	適切かつ有効に活用されている

第1240号	ひび建養殖	8	1,120	2,830	39.6	2,581,600	2,582	○	適切かつ有効に活用されている
第1241号	ひび建養殖	11	1,380	1,620	85.2	3,180,900	3,181	○	適切かつ有効に活用されている
第1242号	ひび建養殖	8	1,260	1,350	93.3	2,904,300	2,904	○	適切かつ有効に活用されている
第1243号	ひび建養殖	11	1,380	1,400	98.6	3,180,900	3,181	○	適切かつ有効に活用されている
第1244号	ひび建養殖	11	1,260	3,410	37.0	2,904,300	2,904	○	適切かつ有効に活用されている
第1245号	ひび建養殖	26	3,220	3,420	94.2	7,422,100	7,422	○	適切かつ有効に活用されている
第1246号	ひび建養殖	26	1,520	3,710	41.0	3,503,600	3,504	○	適切かつ有効に活用されている
第1247号	ひび建養殖	0	0	570	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1248号	ひび建養殖	26	4,020	4,160	96.6	9,266,100	9,266	○	適切かつ有効に活用されている
第1249号	ひび建養殖	26	1,760	3,700	47.6	4,056,800	4,057	○	適切かつ有効に活用されている
第1250号	ひび建養殖	23	1,060	1,170	90.6	2,443,300	2,443	○	適切かつ有効に活用されている
第1251号	ひび建養殖	42	1,300	1,300	100.0	2,996,500	2,997	○	適切かつ有効に活用されている
第1252号	ひび建養殖	44	1,560	1,560	100.0	3,595,800	3,596	○	適切かつ有効に活用されている
第1253号	ひび建養殖	41	1,800	1,820	98.9	4,149,000	4,149	○	適切かつ有効に活用されている
第1254号	ひび建養殖	13	650	720	90.3	1,498,250	1,498	○	適切かつ有効に活用されている
第1255号	ひび建養殖	20	920	930	98.9	2,120,600	2,121	○	適切かつ有効に活用されている
第1256号	ひび建養殖	21	1,560	1,560	100.0	3,595,800	3,596	○	適切かつ有効に活用されている
第1257号	ひび建養殖	41	1,780	1,820	97.8	4,102,900	4,103	○	適切かつ有効に活用されている
第1258号	ひび建養殖	28	1,410	1,560	90.4	3,250,050	3,250	○	適切かつ有効に活用されている
第1259号	ひび建養殖	13	800	980	81.6	1,844,000	1,844	○	適切かつ有効に活用されている
第1260号	ひび建養殖	43	1,680	1,680	100.0	3,872,400	3,872	○	適切かつ有効に活用されている
第1261号	ひび建養殖	33	1,250	1,440	86.8	2,881,250	2,881	○	適切かつ有効に活用されている
第1262号	ひび建養殖	21	840	860	97.7	1,936,200	1,936	○	適切かつ有効に活用されている
第1263号	ひび建養殖	23	900	900	100.0	2,074,500	2,075	○	適切かつ有効に活用されている
第1264号	ひび建養殖	5	864	3,420	25.3	117,504	118	○	適切かつ有効に活用されている
第1265号	ひび建養殖	5	720	2,950	24.4	97,920	98	○	適切かつ有効に活用されている
第1266号	ひび建養殖	5	96	550	17.5	13,056	13	○	適切かつ有効に活用されている
第1267号	ひび建養殖	9	832	1,810	46.0	113,152	113	○	適切かつ有効に活用されている
第1268号	ひび建養殖	9	672	1,130	59.5	91,392	91	○	適切かつ有効に活用されている
第1269号	ひび建養殖	9	496	860	57.7	67,456	67	○	適切かつ有効に活用されている
第1272号	ひび建養殖	5	20	760	2.6	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1273号	ひび建養殖	5	500	1,130	44.2	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1277号	浮き流し養殖	5	1,120	2,950	38.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1278号	ひび建養殖	10	500	510	98.0	1,615,000	1,615	○	適切かつ有効に活用されている
第1279号	ひび建養殖	0	0	500	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている
第1280号	ひび建養殖	0	0	480	0.0	0	0	○	適切かつ有効に活用されている（消滅させる方向で協議）
第1281号	ひび建養殖	15	560	910	61.5	1,730,400	1,730	○	適切かつ有効に活用されている
第1282号	ひび建養殖	15	630	680	92.6	1,946,700	1,947	○	適切かつ有効に活用されている
第1283号	ひび建養殖	18	840	1,250	67.2	2,595,600	2,596	○	適切かつ有効に活用されている
第1284号	ひび建養殖	20	680	780	87.2	2,101,200	2,101	○	適切かつ有効に活用されている
第1287号	ひび建養殖	32	580	720	80.6	1,085,760	1,086	○	適切かつ有効に活用されている
第1288号	ひび建養殖	9	704	950	74.1	95,744	96	○	適切かつ有効に活用されている

令和5年7月21日

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（かきひび建て養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡				
・ その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第2001号	ひび建養殖	0	0	無	○	今後消滅させる方向で検討
第2002号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2003号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2004号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2005号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2006号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2007号	ひび建養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2008号	ひび建養殖	15	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第2009号	ひび建養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2010号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2011号	ひび建養殖	0	0	無	○	今後消滅させる方向で検討
第2012号	ひび建養殖	16	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2013号	ひび建養殖	13	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第2014号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている

令和5年7月21日

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（かき垂下式養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡				
・ その他の取組		・ 潜水による養殖施設の繫留状況確認を実施。				
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第2101号	ひび建養殖	16	41,939	有	○	適切かつ有効に活用されている
第2102号	ひび建養殖	1	100	有	○	適切かつ有効に活用されている

令和5年7月21日

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第一種区画漁業権（もがいひび建て養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡				
・ その他の取組		・ 県が配布する採苗器の設置 ・ 海底耕うんの実施				
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第3001号	ひび建養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3002号	ひび建養殖	17	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3003号	ひび建養殖	17	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3004号	ひび建養殖	17	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3005号	ひび建養殖	52	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3006号	ひび建養殖	29	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3007号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3008号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3009号	ひび建養殖	3	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3010号	ひび建養殖	10	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3011号	ひび建養殖	10	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3012号	ひび建養殖	10	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3013号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3014号	ひび建養殖	10	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3015号	ひび建養殖	2	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3016号	ひび建養殖	30	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3017号	ひび建養殖	4	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3018号	ひび建養殖	10	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3019号	ひび建養殖	6	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3020号	ひび建養殖	56	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3021号	ひび建養殖	0	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3022号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3023号	ひび建養殖	4	0	有	○	適切かつ有効に活用されている

第3024号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3025号	ひび建養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3026号	ひび建養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3027号	ひび建養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第3028号	ひび建養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため有効と判断
第3029号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第3030号	ひび建養殖	9	0	有	○	適切かつ有効に活用されている

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（もがい地撒き養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡				
・ その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第3301号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効に活用されている
第3302号	地撒養殖	17	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3303号	地撒養殖	17	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3304号	地撒養殖	17	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3305号	地撒養殖	17	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3306号	地撒養殖	52	0	有	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3307号	地撒養殖	29	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3308号	地撒養殖	6	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3309号	地撒養殖	9	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3310号	地撒養殖	3	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3311号	地撒養殖	9	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3312号	地撒養殖	3	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3313号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3314号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3315号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3316号	地撒養殖	6	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3317号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3318号	地撒養殖	2	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3319号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3320号	地撒養殖	4	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3321号	地撒養殖	6	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3322号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3323号	地撒養殖	6	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3324号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3325号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3326号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3327号	地撒養殖	4	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断

第3328号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3330号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3331号	地撒養殖	4	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3332号	地撒養殖	9	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3333号	地撒養殖	133	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3334号	地撒養殖	133	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3335号	地撒養殖	133	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3336号	地撒養殖	133	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3337号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3338号	地撒養殖	6	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3339号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3340号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3341号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3342号	地撒養殖	4	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第3343号	地撒養殖	4	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（あさり地撒き養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績			・ 行使規則の遵守			
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組			・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡			
・ その他の取組			・ 海底耕うん			
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第4001号	地撒養殖	9	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4002号	地撒養殖	4	3	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4003号	地撒養殖	1	300	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4004号	地撒養殖	1	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4005号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4006号	地撒養殖	4	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4007号	地撒養殖	13	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4008号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4009号	地撒養殖	29	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4010号	地撒養殖	29	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4011号	地撒養殖	29	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4012号	地撒養殖	45	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4013号	地撒養殖	26	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4014号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4015号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4016号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4017号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4018号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4020号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4021号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4022号	地撒養殖	11	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4023号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4024号	地撒養殖	12	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4025号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4026号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4027号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている

第4028号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4029号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4030号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4031号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4032号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4033号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4034号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4035号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4036号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4037号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4038号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4039号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4040号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4041号	地撒養殖	0	0	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4042号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4043号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4044号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4045号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4046号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4047号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4048号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4049号	地撒養殖	27	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4050号	地撒養殖	133	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4051号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4052号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4054号	地撒養殖	18	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4055号	地撒養殖	19	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4056号	地撒養殖	1	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4057号	地撒養殖	3	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4058号	地撒養殖	2	100	有	○	適切かつ有効に活用されている
第4059号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4060号	地撒養殖	7	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4061号	地撒養殖	14	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4062号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4063号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4064号	地撒養殖	110	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4065号	地撒養殖	0	0	無	○	適切かつ有効に活用されている
第4066号	地撒養殖	0	0	無	○	消滅させることで協議中

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（あげまき地撒き養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績			・ 行使規則の遵守			
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組			・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡			
・ その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第5001号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第5002号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5003号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5004号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5005号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5006号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5007号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5008号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5009号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5010号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5011号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5012号	地撒養殖	33	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5013号	地撒養殖	13	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5014号	地撒養殖	13	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5015号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5016号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5017号	地撒養殖	13	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5018号	地撒養殖	11	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5019号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5020号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5021号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5022号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5023号	地撒養殖	12	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5024号	地撒養殖	0	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5025号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5026号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断
第5027号	地撒養殖	10	0	無	○	資源状態を考慮し、適切かつ有効に活用されていると判断

令和5年7月21日

漁業権者	佐賀県有明海漁業協同組合		
漁業権の種類	第三種区画漁業権（くまさるぼう地撒き養殖）		
報告対象期間	令和4年4月1日	から	令和5年3月31日

1 資源管理の状況等						
・ 漁業権行使規則の取組実績		・ 行使規則の遵守				
・ 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・ 海面清掃の実施（河川より流下する枯草（ヨシ等）の除去） 10/25～2/23まで、計9回（45日間） 回収量155.76㎡				
・ その他の取組						
2 漁場の活用の状況						
漁業権免許番号 （有区）	漁業権の種類	行使者数 （人）	水揚量 （Kg）	行使状況	点検結果	評価
第6001号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6002号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6003号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6004号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6005号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6006号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6007号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断
第6008号	地撒養殖	0	0	無	○	昨年度協議済みのため適切かつ有効と判断